

川崎市長あて

## 川崎認定保育園等保育料補助金交付申請書(兼同意書)

平成30年度の川崎認定保育園等保育料補助金を申請します。

なお、申請にあたり、補助要件の確認及び補助金額算定のため、世帯の住民基本台帳の記録及び市民税所得割額を川崎市が確認することに同意します。このことについては、世帯全員の承諾を得ています。

申請者	ふりがな		配偶者	ふりがな		ひとり親家庭等 □
	氏名	印	氏名	印		
	※振込先は上記の申請者と同一口座です。		※配偶者口座を振込口座に指定することはできません。			
	連絡先	【父 / 母 / その他( )】 (電話番号) — — (自宅 / 携帯 / 勤務先)				
住所	〒 — 川崎市 区					
	※転居予定の場合は転居先をご記入ください。(お振込みの際の補助金交付決定通知書送付先)					
〒 —						
川崎認定保育園名						
児童名	ふりがな					
	平成 年 月 日 生まれ					
保育課記載欄						
児童 No. 2万・1万・5千 月数						

※振込先の口座名義は申請者(申請書の左側の方)と同一のものに限ります。申請者と振込先の口座名義人が不一致の場合、お振込みできませんので、必ず申請者と同一人の口座を指定してください。通帳の写しを添付してください。

申請者振込先	金融機関名・支店名				種別	口座番号(右づめ)			
	銀行 / 信用金庫 / その他				普通				
	本・支店 / 出張所	支店番号			当座				
口座名義人(フリガナ) ※申請者と同じ名義に限ります。通帳に記載されているフリガナをご記入ください。									

補助対象児童が平成30年4月1日時点で3歳未満の場合は、裏面の世帯情報を記入してください。

対象期間

平成30年10月～平成31年3月

提出期限:平成31年3月5日(火)

※1 「補助金の交付対象か」「補助対象の月は何か月か」「補助金額がいくらか」については、市民税所得割額及び園に提出されている就労証明書等の書類を確認し、決定いたします。⇒園への提出書類に不備がある場合及び添付書類に不備がある場合は、お支払いできないことがありますので、御注意ください。 ※交付対象については裏面を参照してください。  
 ※2 提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。  
 ※3 横浜保育室に在籍している方については、「川崎認定保育園名」欄に「横浜保育室 ●●保育室」と記載してください。

補助対象児童が平成30年4月1日時点で3歳未満の場合は、太枠内に世帯情報を記入してください。

世帯情報	児童情報の保護者の	氏名	生年月日	園児から見た続柄	保育課記載欄
		フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額
	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額	
	(予備欄)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額
	(予備欄)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額
	(予備欄)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額
	(予備欄)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額
	(予備欄)	フリガナ	昭和・平成 年 月 日		市民税所得割額

※単身赴任等により、保護者の住民登録している住所が児童と異なる場合については、世帯情報に記入のうえ、課税証明書等を提出してください。

## 川崎認定保育園等保育料補助金について

### 1 補助を受けられる条件

次の①から④の条件に、保護者及び児童が、すべて該当すること。

- ①保護者及び児童が、川崎市に在住し、かつ住所を有していること。
- ②保護者がアからコのいずれかに該当すること。
  - ア)1月において16日以上かつ1日当たり4時間以上労働することを常態としている場合
    - イ)妊娠中であるか、又は産後間もない場合
    - ウ)疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有している場合
    - エ)親族等(長期間入院等をしている親族を含む。)を常時介護又は看護している場合
    - オ)震災、風水害、火災その他の災害の復旧当たっていることにより保育ができない場合
    - カ)求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っていることにより保育ができない場合
    - キ)通学で月16日以上かつ1日4時間以上保育ができない場合
    - ク)児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合。また、配偶者からの暴力により子どもの保育を行うことが困難であると認められた場合
    - ケ)補助対象となっていた児童の保護者が、きょうだいの育児休業を取得した場合
    - コ)ア～ケに掲げるもののほか、ア～ケに類するものとして市町村が認める事由に該当する場合
- ③保護者が、保育料を滞納していないこと。
- ④児童が、月の初日より川崎認定保育園に在籍し、週4日以上通園していること。

上記のイ) カ) ケ) の場合は、補助金額の対象期間が限られます。

イ) の場合は、産前産後2か月の、計4か月分を限度とします。

カ) の場合は、求職中のうちの2か月分を限度とします。(年度中、世帯1回のみ)

ケ) 育休の場合は、原則、補助対象外となりますが、ア) の理由により補助対象となっている保護者が年度途中で育休を取得した際は例外的に補助対象を継続とします。

補助対象期間は、育児休業対象児童が満1歳に達した年の年度末までとします。

※ 「川崎私立幼稚園保育料等補助金」「川崎市幼稚園児保育料等補助金」などの別の保育料補助を受けている場合は対象外です。

### 2 補助金額

『児童が月の初日に在籍している』月数×月額補助額

①申請年度の4月1日の時点で3歳児以上 月額補助額5,000円

②申請年度の4月1日の時点で3歳児未満 月額補助額10,000円

③申請年度の4月1日の時点で3歳児未満で、かつ世帯の市民税所得割額(※)が321,700円未満 月額補助額20,000円

※市民税所得割額は新税率により計算された額に6/8を乗じた額をもって計算する予定です。

ふるさと納税等の市町村等に対する寄付金控除、配当控除、住宅借入金等特別控除の適用はありません。

### 3 申請期限及び補助金交付

補助金は年2回、まとめて口座へお支払いします。

後期分(10月から3月に在籍している分)⇒園を経由して3月5日(火)までに申請⇒平成31年4月末から5月末までに振込

※ 提出期限後の申請はお支払いできない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

# 添付書類確認一覧

平成30年度川崎認定保育園等保育料補助金後期分（平成30年10月～平成31年3月分）

## 1 振込先の確認

- 申請書に御記入いただいた振込先口座の通帳のコピー  
（申請者と同一名義のものに限る。）

**【口座名義人のカタカナ、金融機関名、店番号、口座番号の記載があるページ】**

（通帳がない場合は、キャッシュカードのコピーをとり、余白に金融機関名、支店名、口座種別、振込名義人のカタカナ氏名を記入してください。）

## 2 市民税所得割額の確認

- 平成30年度前期分（4月～9月分）の申請から世帯状況及び課税状況に変更がない場合は、こちらにレ点を記入の上、提出は不要です。

補助対象児童が平成30年4月1日時点で3歳未満かつ次の項目に該当する場合は税関係書類の添付が必要となります。

	書類提出が必要な方	必要書類・発行場所
①	平成30年1月1日の時点で、川崎市外に保護者の住民登録があった方（単身赴任などで園児と別居している場合も含む）	※いずれか1点を御提出ください。（各保護者分） <input type="checkbox"/> 平成30年度 市民税・県民税課税証明書（非課税証明書）のコピー （平成30年1月1日時点で住民登録していた市区町村にて発行可能） <input type="checkbox"/> 平成30年度 市民税・県民税税額決定・納税通知書のコピー （自営業等の方に対し、平成30年6月頃に住民登録していた市区町村から送付） <input type="checkbox"/> 平成30年度 給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書のコピー （所得が給与所得のみの方に限ります）
②	平成30年1月から12月までの間に国外に住んでいた期間がある方	<input type="checkbox"/> 平成29年中の給与が分かるもののコピー及び申立書 国外にいた期間の収入は、税法上、課税対象にはなりません。平成29年1月1日から12月31日までの国内外での合計収入額に基づき、市民税相当額を推定算出します。

- 税関係書類を提出せず、補助月額1万円になることに同意される方はこちらにレ点を記入の上、提出は不要です。